

# 自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	ラフタぱらす	種別	就労継続支援 A 型事業所
代表者	森下 勝美	管理者	森下 準子
所在地	浜松市中央区舞阪町 舞阪 120-1	電話番号	053-596-9781

# 【目次】

## 1. 基本方針

- (1) 利用者の安全確保
- (2) サービスの継続
- (3) 職員の安全確保
- (4) 地域との連携

## 2. 推進体制

各担当の役割

- (1) 平常時
- (2) 緊急時（BCP 発動時）

## 3. 緊急時の対応

- (1) BCP 発動基準
  - 【地震による発動基準】
  - 【水害による発動基準】
- (2) 職員の参集体制

## 4. 想定される被害状況

- (1) 自治体公表の被災想定
- (2) 被災想定

## 5. 初動体制から業務継続

- (1) 発生直後～30 分以内
  - ① 発生直後の業務
  - ② リスクの抽出
- (2) 発生 1 時間
  - ① BCP の発動
  - ② 災害対策本部の役割及び分担
- (3) 発生後 6 時間～

## 6. BCP の検証・見直し

## 7. 関係機関等連絡先

## 8. 避難経路図

## 9. その他

# 1. 基本方針

本計画は、大地震等の災害発生時に、適切に対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するために、平時から準備や発生地の対応についての方針、体制、手順を示すものである。

自然災害における対応の基本方針は、以下の通りとする。

## (1) 利用者の安全確保

自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため、体力の弱さ、てんかん等の発作、精神的な不安を持つ利用者の状況を踏まえて、「利用者の安全を確保する」ことが最大の役割である。そのため、利用者の命と安全を守るための対策が何よりも重要となる。

## (2) サービスの継続

当事業所においては、利用者の健康、身体、生命を守り、仕事を提供し自立のための訓練及び支援をする役割を担っている。自然災害時にも、できるだけ速やかに復旧し、極力業務を継続出来るよう、事前の検討や準備を入念に進める必要がある。

## (3) 職員の安全の確保

自然災害発生時や復旧において、業務継続を図ることは長時間労働や精神的打撃など、職員の労働環境が過酷になることが懸念される。職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じる。

## (4) 地域との連携

近隣の農家や工場との連携に努め、事業所として出来ることで貢献をし、助け合って乗り越えていくことが重要である。

# 2. 推進体制

平常時及び緊急時の BCP 推進体制は以下の通りとする。

平常時	緊急時 (BCP 発動時)	部署・役職	氏名
推進責任者	災害対策本部長	代表者	森下 勝美
推進副責任者	災害対策副本部長	サービス管理責任者	森下 準子
推進員	総務班	生活支援員	徳増 彩香
		生活支援員	浅井 重美
	管理班	職業指導員	田島 秀樹
推進補助	補助業務	パート職員	鈴木 寛子
		パート職員	西山 ひと美
		パート職員	河合 晴美
		パート職員	寺田 光晴

各担当の役割

## (1) 平常時

- ① 推進責任者 職員に対する BCP の意識づけの指導及び統括
- ② 推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③ 推進員 年 2 回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

避難訓練に合わせて、建物及び付属物の点検、建物内部の什器等の転倒防止対策の確認を行う  
 また、各備蓄品の状況確認、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を推進責任者に報告する  
 報告を受けた推進責任者は、建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業計画継続に必要な物品を調達する

内容	項目	内容と習得目標	対象者	時期
研修	事業継続計画の研修	職員の行動基準等	全員	随時
訓練	避難訓練	消防・防災・避難確保計画に基づいた避難訓練	全員	年2回
訓練	事業継続計画の実施訓練	災害伝言ダイヤル等、災害時の通信訓練、非常食提供等	全員	年1回
研修	事業継続計画の研修	課題の検討、BCPの見直し	全員	年1回

## (2) 緊急時 (BCP 発動時)

- ① 災害対策本部長
  - ・ BCP 発動の判断、事業継続の方針決定
  - ・ 災害対策本部指揮権者
- ② 災害対策副本部長
  - ・ 本部長のフォロー、各班への指示、本部長代行
  - ・ 関係機関との連絡調整責任者
- ③ 総務班
  - ・ 災害に関する情報収集
  - ・ 関係機関との連絡調整
  - ・ 集約した情報を本部長へ伝達
- ④ 管理班
  - ・ 資金・物品の調達及び管理
  - ・ 支給情報の収集、事業所における利用者の安否確認

## 3. 緊急時の対応

### (1) B C P 発動基準

#### 【地震による発動基準】

- ① 浜松市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、代表者が必要と判断した場合
- ② 地震により、建物の一部倒壊、ライフラインの停止、道路の寸断等により孤立し、通常業務が継続しがたい状況の場合

#### 【水害による発動基準】

- ① 大雨警報 (土砂災害) や洪水警報が発表され、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、代表者が必要と判断した場合
- ② 風水害により建物の一部倒壊、ライフラインの停止、道路の寸断等により孤立し、通常業務が継続しがたい状況の場合

## (2) 職員の参集体制

### 参集基準

地震における基準	全員	連絡	震度 6 以上で全員に連絡
		発動	被災状況を確認し、平時の業務遂行が困難と判断した場合に発動
水害等における基準	全員	連絡	大雨警報、洪水警報発令
		発動	被災状況を確認し、平時の業務遂行が困難と判断した場合に発動

※勤務がシフト制のため、災害発生時点での勤務職員で他職員が参集出来るまでのリーダーを決め、そのものがその役割に当たる。

※平日昼間が発生時刻の場合、各拠点での行動とする。

※参集にあたっては、自ら及び家族の安否を確認し、可能と判断した場合参集する。

## 4. 想定される被害状況

### (1) 自治体公表の被災想定

#### 事業所の位置状況

事業所名	住所	種別	津波浸水深
ラフタぱらす	浜松市中央区舞阪町舞阪 120-1	通所施設	防潮堤あり 0.87m 防潮堤なし 1.47m

当事業所は、洪水・浸水想定区域内に存する施設である。

レベル 1 (マグニチュード 8.0~8.7) の地震津波の場合、津波高最大 7m、平均 2m

レベル 2 (マグニチュード 9 程度) の地震津波の場合、震度 6 強で津波高 14m、平均 3m

※浜松市ハザードマップ、静岡県第 4 次地震被害想定関連資料参照

### (2) 被害想定

ライフラインの復旧は以下のとおり想定する

- ① 電話 発生直後から、通信制限実施  
24 時間後にパケット通信は復旧 通話支障は 3 日後に解消
- ② 電気 発生直後に停電 3 日後 9 割 1 週間後には停電解消
- ③ 水道 発生直後に断水 3 日後に自衛隊による給水 3 週間後に復旧
- ④ ガス 発生直後に供給停止 5 週間後に復旧
- ⑤ 交通 各地で通行止め、鉄道は運休
- ⑥ 建物 事業所・ハウスが倒壊、浸水
- ⑦ その他 漏電による火災

## 5. 初動体制から業務継続について

BCP策定にあたっては、電気復旧のめどである3日間を想定して行う。

以下、初動体制からの業務についての計画を記載する

### (1) 発生直後～30分以内

#### ① 発生直後の業務

業務	内容	体制
避難誘導	利用者の安全確保 避難場所へ誘導 朝礼日誌・防災リュック持参	在職職員
建物の被害確認	被害箇所の写真	在職職員
ライフライン被害確認	使用できるもの、使用不可のものを 抽出し、情報共有	在職職員
利用者の安否確認	出勤者の確認	在職職員
緊急を要する者の処置	応急処置、救急要請	在職職員

#### ② リスクの抽出

項目	内容	
電気	すべて使用不可	
ガス	使用していない	カセットコンロ3台
水	上下水道ともに使用不可	備蓄ペットボトルあり、タンク 500L×2、300L×1
医療	対応不可	
食事	なし	非常食あり
データ等		データのバックアップ

災害発生時は、避難所へ移動することを基本とする

避難場所は以下のとおり

【施設内】事業所前 駐車場

【施設外】第1 避難場所：舞阪小学校

第2 避難場所：舞阪支所

※出勤途中、施設外就労時、畑の場合は、公共機関・就労施設等の指示に従う。長時間、行き場のない場合は、避難所へ避難する。

※出勤時または帰宅時、自宅待機または自宅に戻る。事業所に近い場合は事業所へ

※就労時間外、当日公休などの場合、自宅待機

### (2) 発生後1時間

#### ① BCPの発動 災害対策本部を設置

② 災害対策本部の役割及び分担

災害対策本部は、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続に向けての活動を統括する。

- ・ 情報収集による被害状況の把握
- ・ 事業継続に向けての実施内容の判断（継続か、困難かの判断）
- ・ 人員配置の調整
- ・ 復旧に向けて各業者へ連絡
- ・ 復旧に向けて資金管理
- ・ 職員の出勤状況に応じた業務遂行
- ・ 利用者・職員の健康チェック
- ・ 参集できていない職員の安否確認

※災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはならないケースが多い。

まず在職職員で分担し、利用者及び職員の安否確認を行う。建物に甚大な被害がある場合は、避難行動を最優先とする。また、搬送措置を必要とする場合は、その場で判断し迅速な対応を取ること。

利用者、職員の安否確認が取れたら、職員はミーティングを行い、職員数、利用者数、被害状況等の情報を共有する。

被害状況の情報を共有し、継続できる業務を抽出し実施する。

体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

(3) 発生後 6 時間～

分類		定義	出勤率			
時間経過			30% (発災後 6 時間)	50% (発災後 3 日)	70% (発災後 1 週間)	90% (発災後 3 週間)
業務の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命・安全を守るためサービスの提供を停止</li> <li>・ 職員は被災状況に応じて出勤</li> <li>・ 可能な範囲で業務継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫中心</li> <li>・ その他は休止</li> <li>・ 電気復旧</li> <li>・ 被災者出勤不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫、受注業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほぼ通常通り</li> </ul>	
継続業務	優先的に継続する業務 通常と同様に継続すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災箇所の確認（畑も含む）</li> <li>・ 施設の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災箇所の修繕・復旧</li> <li>・ 収穫作業の再開</li> <li>・ 施設の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫作業</li> <li>・ 受注業務</li> <li>・ 施設の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収穫作業</li> <li>・ 受注業務</li> <li>・ 施設の維持管理</li> </ul>	
追加業務	災害復旧、事業継続の観点から新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、生活用水、その他物資の調達</li> <li>・ 修繕・修理依頼</li> <li>・ 利用者の安否確認（当日公休、欠勤の者）</li> <li>・ シフト調整</li> <li>・ 行政・関連団体への応援要請</li> <li>・ 出荷業務停止連絡</li> <li>・ 請負業務停止連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、生活用水、その他物資の調達</li> <li>・ 修繕・修理依頼</li> <li>・ 行政・関連団体への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、生活用水、その他物資の調達</li> <li>・ 修繕・修理依頼</li> <li>・ 行政・関連団体への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他物資の調達</li> <li>・ 行政・関連団体への情報提供</li> </ul>	

## 6. BCP の検証・見直し

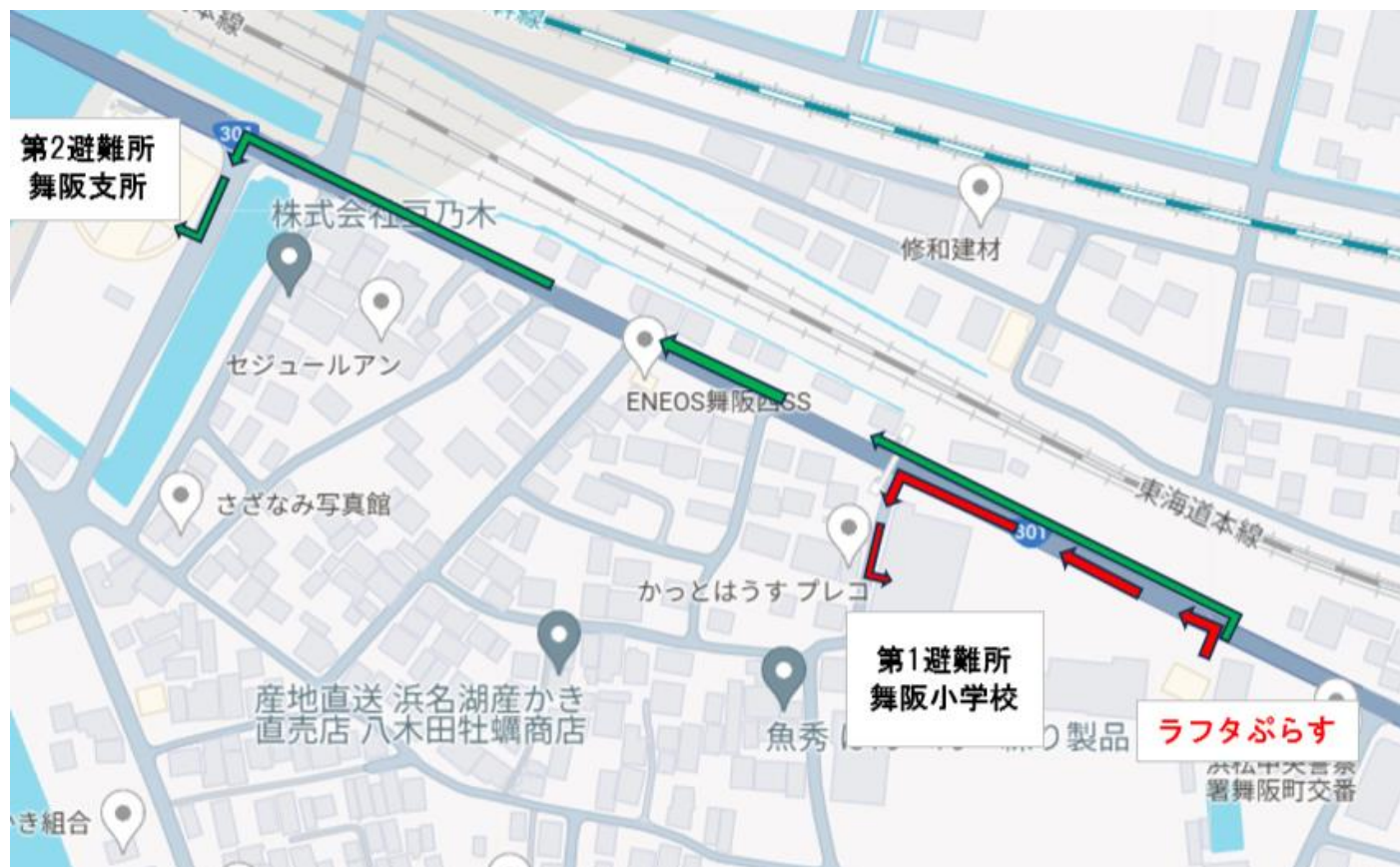
年2回実施する地震・津波避難訓練の実施後に、参加者で反省及び講評を行う。その後、職員ミーティングにより、訓練状況の検証を行い、本計画の見直しを行う。見直し後、統括責任者の承認を経て、職員に周知する。避難所が近隣にあるため、まずは避難所を安全確保の拠点と考えているが、改善点があれば見直していく

## 7. 関係機関等連絡先

区分	関係機関	電話番号	備考
防災	消防テレホンガイド	0180-995-000	
	浜松西消防署	053-592-0134	
	浜松市役所危機管理課	053-457-2537	
	浜松市西行政センター	053-597-1111	
	浜松市西行政センター地域振興担当	053-597-1112	
	浜松市中央福祉事業所（西）社会福祉担当	053-597-1118	
	浜松西警察署	053-484-0110	
	舞阪町交番	053-592-0163	
救護	浜松医療センター	053-453-7111	
	弁天島田中クリニック	053-597-1888	嘱託医
避難場所	舞阪小学校	053-592-0144	
ライフライン	〈電気〉中部電力 浜松営業所	0120-985-250	
	〈水道〉浜松市上下水道総務課	053-474-7011	
	災害用伝言ダイヤル (ラフタぱらす宛)	171 (053-596-9781)	



## 8. 避難経路図



## 9. その他

本計画は、令和4年12月1日から施行する

令和6年1月 職員の入退職に伴い、見直しをした